

2017年12月より
申込受付開始

「つみたてNISA」 いよいよスタート!

2018年1月からスタートする、個人投資家のための新しい税制優遇制度です。
長期の資産運用を応援する制度で、
日本にお住まいの20歳以上のすべての人が利用できます。

1



運用利益や分配金が
非課税

3



非課税期間は
最長20年間

2



積立形式で
リスクを分散

4



少額からじっくり
資産形成

4つの
ポイント

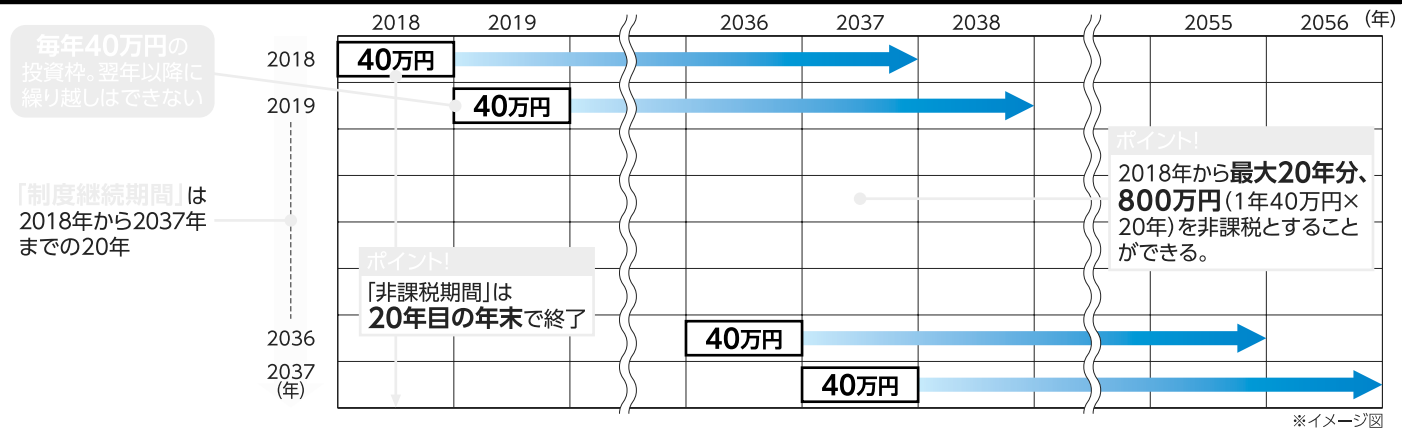
1. 一定の要件を備えた公募株式投資信託、ETF等の譲渡所得・配当所得が非課税(※1)
2. 定期的に一定金額を購入する「積立形式」(※2)。
つみたてNISA口座の開設は1人1口座(※3) (開設する金融機関を変更することも可能です)
3. それぞれ投資をはじめた年から最長20年間の非課税期間
4. 非課税投資枠は年40万円

(※1) 当社では株式投資信託のみの取扱となります。(※2) 投信定額積立「つみたてくん」の契約が必要です。
(※3) 現行の「NISA」といづれかをお選びいただけます。

つみたてNISAと現行のNISAとの違い

| | つみたてNISA | (参考)NISA |
|-------------|---|---|
| 制度概要 | <p>購入方法 投資上限金額(年間) 運用可能期間 ロールオーバー (非課税期間終了後、継続して翌年の非課税投資枠を利用すること) 取扱商品</p> | <p>一括購入、投信定額積立『つみたてくん』での購入 120万円 5年 できません できません 当社選定の株式投資信託3銘柄 ●ダイワ・ライフ・バランス30 ●つみたて4資産均等バランス ●たわらノーロードバランス(8資産均等型) 株式投資信託、上場株式等</p> |
| NISA制度のご留意点 | <p>他金融機関を含め、口座の開設は1人1口座です。(一定の手続きのもと、金融機関の変更は可能です) お持ちの口座・残高を非課税枠のまま他行に移管することはできません。 非課税枠内で発生した損失は、特定口座や一般口座の間で損益通算はできません。 未使用の非課税枠を翌年に繰り越すことはできません。 一度ご利用いただいた非課税枠は、再利用はできません。</p> | |
| 各制度特有のご留意点 | <p>NISAと選択制です。 信託報酬(運用にかかるコスト)等の概算値が年1回通知されます。 10年目以降5年ごとに、氏名・住所確認が必要です。</p> | <p>つみたてNISAと選択制です。</p> |

制度概要イメージ



始めた年を含めて20年後の12月末までです。◎投資信託における分配金のうち、特別分配金(元本払戻金)は、従来より非課税であり、つみたてNISAにおいては制度上のメリットは享受できません。◎つみたてNISAで購入できる商品は、当社が指定する商品に限られます。なお、当社では株式投資信託のみの取扱となります。◎つみたてNISAの口座で発生した損失は税務上ないものとされ、一般口座や特定口座での譲渡益・配当益等と損益通算はできず、繰越控除もできません。◎NISAとつみたてNISAはいずれかの選択制であり、同一年に両方の適用を受けることはできず、原則として変更は各年においてお申込みいただく必要があります。◎つみたてNISAでのお取引は、「投信定額積立『つみたてくん』」契約に基づく定期的かつ継続的な方法による買付に限られます。◎つみたてNISAはNISAと異なり、ロールオーバーにより口座内に保有されている商品を異なる年分の非課税投資枠に移管することはできません。◎つみたてNISAで買付した投資信託の信託報酬等の概算値を原則として年1回通知します。◎つみたてNISAでは口座を設定してから10年経過日、および以後5年を経過するごとに氏名・住所等の確認が必要となります。当社がお客さまの氏名・住所等の確認ができない場合には、つみたてNISAを利用したお取引ができなくなる場合もございますのでご注意ください。◎つみたてNISA口座の開設にはマイナンバーが必要です。◎投信口座を解約された場合、出国し非居住者となった場合、または死亡した場合、つみたてNISA口座は廃止されます。なお、廃止日以降に配当金等が発生した場合は、遡及して課税されます。◎出国し非居住者となった場合または死亡した場合、出国日または死亡日がつみたてNISA口座の廃止日とみなされず。なお、廃止日以降に配当金が発生した場合は、遡及して課税されます。(※上記の記載内容は、2017年11月現在の法令に基づくものであり、今後、法令の改正等により変更となる可能性があります。)